

請 願 文 書 表

受 理 番 号	第 1 6 号
受 理 年 月 日	平成30年 5月24日
件 名	年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願
請願者の住所 及び氏名	前橋市樋越町183-4 全日本年金者組合群馬県本部 執行委員長 田村 照代 桐生市広沢町3-3949 全日本年金者組合桐生支部 支部長 斉藤 勝三 みどり市笠懸町阿左美238-3 全日本年金者組合桐生支部 書記長 須田 章七郎
請 願 の 要 旨	<p>【請願趣旨】</p> <p>私たち年金者組合は、地域の活性化のため、文化レク活動や助け合い活動を通じて「一人ぼっちの高齢者」をつくらないことを求めて仲間の絆を深めながら活動している。また、高齢者の生活の基本である年金制度の改善を求めて、全額国庫負担による「最低保障年金制度」創設を求めている。組合は1989年に創設され、以来毎年仲間を増やし、全国で11万余、群馬県で2300人余の仲間が2つの目標実現に向けて努力している。</p> <p>さて、多くの国民は月単位で生活を送っている。しかし、高齢者の生活を支える年金の支給が偶数月の15日になっている。高齢者の生活も月単位で行われている。年金支給が3ヶ月から隔月になったのが、平成2年であるが、それ以来27年も経過している。しかも先進国では毎月支給は当たり前になっており、日本だけがやられていない実態がある。私たちはこの間ずっと年金者組合の要求として、継続的に行ってきた。わたしたちだけでない国民的要求としてもあった。毎月支給に関して私たち4000万年金受給者は誰も反対していない。ましてや、政党や財界から反対だという声を聞いたことがない。すでに機は熟している。</p> <p>年金支給日を毎月にして、高齢者の生活実態に合わせるように政府に求めていただきたい。</p> <p>以上の趣旨をご理解いただき、下記の請願項目にそった意見書を国に提出していただきたい。</p> <p>【請願項目】</p> <p>1、年金支給日を隔月から毎月支給することを求める意見書を国に提出して下さい。</p>
紹 介 議 員	関口 直久、渡辺 恒
付 託 委 員 会	教育民生委員会
審 査 結 果	